

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで

昭和 49 年\*月に子供が生まれるに当たり、妻が国民健康保険と一緒に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行っており、税務関係資料に納付した保険料の記載があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年分及び 50 年分の「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額はそれぞれ当時の 1 年分の保険料額と一致している。

また、申立人の妻は、「子供が生まれるに当たり、健康保険が無ければ困るので、国民健康保険に加入するために市役所へ行ったが、その際に市職員から、夫が国民年金に加入していないことを知らされたので、きちんとしておかなければならないと思い、夫の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行った。」と具体的に証言している上、戸籍により、申立人及びその妻には昭和 49 年\*月に長女が生まれていることが確認できることから、申立人の妻の証言内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は 1 年 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、その妻は、申立期間を含め、20 歳以降の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

平成19年7月20日にA社において支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年7月20日支給の賞与に係る賞与明細書により、申立人は、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして当該届を届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成7年5月から8年9月までの期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年11月21日まで  
ねんきん特別便において、申立期間の標準報酬月額がA社から支給されていた給与に比べて低く記録されていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年5月から8年9月までについて、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における標準報酬月額は、7年5月から8年1月まで24万円と記録されていたところ、8年1月25日付けで、7年5月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられ、その後、8年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、当該事業所において、平成8年1月25日付けで、申立人と同様に、15名の従業員の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、当該期間において、当該訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該事業所の申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時は、経営不振のため、社会保険料も税金も滞納していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月

額は、当初記録されていた 24 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 10 月については、申立人が所持する同年 10 月の給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録どおりの標準報酬月額（10 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月  
② 平成13年3月

中学校の講師をしており、規定により春休みはいったん退職になっていたが、その都度事務主任から指導を受け、国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金の加入手続は住所地の市町村で行うこととされているところ、改製原戸籍の附票により、申立人の当時の住所地はA市であることが確認できるが、申立人は、当時の勤務地であるB村の役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しており、申立内容に不自然さがみられる。

また、申立期間②については、平成9年1月以降の未加入期間であるが、同年同月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録が生ずる可能性や未加入者が保険料を納付する可能性は極めて少ないものと考えられる。

さらに、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の記載内容はオンライン記録と一致している上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月  
平成4年3月末の会社退職から翌月の初めに次の会社に勤めるまでの期間について、数日間ではあったが、両親に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付したにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の状況、国民年金保険料の納付金額、納付場所等の記憶が曖昧である上、年金手帳の交付を受けていないとしているなど、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その両親に勧められて国民年金に加入したと主張しているが、その両親からは、申立人に国民年金の加入を勧めた旨の証言は得られない上、その両親にも、国民年金の未加入期間が散見される。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、母が祖母と妹の分と一緒に納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった昭和 62 年ごろにその母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が唯一交付されたとする年金手帳の初めて国民年金被保険者となった日の欄に平成 6 年 12 月 30 日と記載されていること、及びオンライン記録により、申立人は 7 年 1 月 9 日に、6 年 12 月から 7 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は 7 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その母親が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その母親にその記憶は無い上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「母が祖母と妹の分と一緒に納付してくれた。」と主張しているが、申立期間当時は、申立人の祖母は既に年金受給者であるとともに、申立人の妹は 20 歳前であることから、申立期間において申立人の保険料が両人の保険料と一緒に納付されることは考えられず、申立内容には不自然さがみられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを



示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年1月まで

平成2年3月の退職後に、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行ってくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成2年3月の退職後に、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は4年10月から5年2月までの間ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人の所持する年金手帳により、4年9月1日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は、その父親から当該加入手続及び保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月11日から37年3月24日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、当該事業所を退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、自分で請求した記憶も無い。

申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後2年間に資格を喪失し受給要件を満たしている30名のうち、21名に支給記録があり、このうち15名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。

また、C社（A社の後継会社）は、「申立期間当時、事務担当者が本人に代わって脱退手当金の請求手続を行っていたようである。」と説明しているところ、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数人いることを踏まえると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年6月29日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省保険局年金保険課（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。